部会の設置について

《連携協議会の構成》

埼玉県感染症対策連携協議会

感染症対策推進部会

1 部会の名称 感染症対策推進部会

2 所掌事務

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある 感染症の発生及びまん延への備えの充実・強化を目的に、 埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱第3条に定める連 携協議会の所掌事務の詳細に関することを協議する。

3 構 成

別表に掲げる団体が推薦する者及び学識経験者をもって構成する。

《別表: 部会の構成団体 及び 構成員》

医療関係者	医師会
	歯科医師会
	薬剤師会
	看護協会
	栄養士会
	埼玉医科大学病院
	埼玉県公的病院協議会
関係団体	老人福祉施設協議会
	発達障害福祉協会
	ホテル旅館生活衛生同業組合
	訪問看護ステーション協会
	ペストコントロール協会
	環境産業振興協会

埼玉県
埼玉県教育委員会
さいたま市
川越市
越谷市
川口市
市長会
町村会
消防長会

※上記表に掲げる団体が推薦する者のほか、学識経験者 を構成員とする。